

平 19.9.16 改訂
平 21.9.13 改訂
平 22.9.18 改訂
平 23.9.15 改訂
平 24.9.15 改訂
平 25.6.16 改訂

東海大学放送研究部 OB 会会員規約

第1条 (名称)

本会は、東海大学放送研究部 OB 会（通称「東海大放研 OB 会」）と称する。

第2条 (所在地)

本会の事務所は原則として事務局長宅または会計担当宅に置く。

第3条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、放送研究部との連絡を密にして、その発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

1. OB会報の作成、OB会名簿等の発行、OB会ホームページの運営及び会員の集会。
2. 東海大学放送研究部を後援する事業。
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条 (会員)

本会は、次の会員で組織する。

1. 会員 東海大学を卒業又は中退し放送研究部に在籍していた者。ただし会費を3年以上未納の場合は退会したものとみなす。
2. 友誼会員 OB会の活動に参加を希望し総会で承認された者。
ただし、役員会の承認により当該年度期中からの活動を可能とし、次期総会において承認を得ることとする。
3. 特別会員 放送研究部の現顧問及び旧顧問。

第6条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

会長（1名） 副会長（若干名） 事務局長（1名） 幹事（若干名）
会計（1名） 監事（1名）

第7条 (任期)

役員の任期は3年とする。ただし、再選を妨げない。

第8条 (任務)

役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、必要な場合、会長の職務を代行する。
3. 事務局長は、会務および事業運営の実務を統括する。
4. 幹事は、会務および事業運営の実務を分担して行う。
5. 監事は、出納が適正に行われているかを監査し総会に報告する。

第9条 (総会)

総会は会長が召集し、原則として毎年1回開催するほか、必要と認めたとき臨時に開催することができる。

第10条 (付議事項)

総会では次の事項を決定する。

1. 会務及び事業報告。
2. 事業計画及び予算。
3. 役員の選出
4. 会則の変更
5. その他、必要と認めた事項。
6. 本会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

第11条 (会計年度)

本会計年度は、当年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 (本会の運営費)

本会は、会費・寄付金及び雑収入によって運営される。

第13条 (会費)

会費の納入と返還については以下の通りとする。

1. 会費は年額2,500円とし、当年度上半期末（9月30日）までに一括して納入することとする。
納入済み会費は前納された会費も含め理由を問わず返還しない。
2. 友誼会員、および特別会員は納入義務を負わない。

第14条 (財産の管理)

本会の収支は、総会で承認した口座で保全するものとする。

第15条 (会計報告)

本会の収支決算は、監事の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

附 則

本会は、平成18年9月17日に発足し、本会則は平成18年12月1日より施行する。

附 則

本会則は平成19年9月16日より施行する。

附 則

本会則は平成21年9月13日より施行する。

附 則

本会則は平成22年9月18日より施行する。

附 則

本会則は平成23年9月15日より施行する。

附 則

本会則は平成24年9月15日より施行する。

附 則

本会則は平成25年6月16日より施行する。